

広島県告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市吉川工業団地五六五一の五、五六五一の八、五六五一の九、五六六三の五、五六七三の三、五六七六の三、五六八四の四、五七八三の五九、八本松町吉川五六六三の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅